

中山間地域等直接支払制度 の実施状況等について

平成28年2月25日

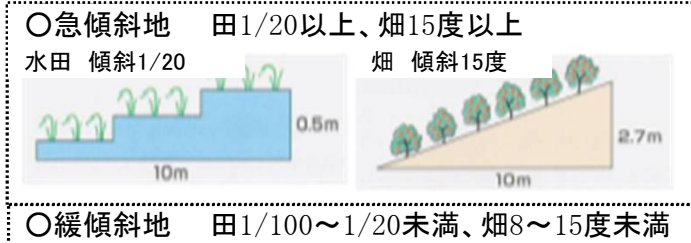
1 制度の概要

(1) 制度の概要

- 中山間地域等の**農業生産条件が不利な地域**において、農用地を維持し、多面的機能の確保を図るため、集落協定等に基づき、**5年以上継続して農業等を行う農業者等に対して交付金を交付**。
- 平成12年度に制度が始まり、第4期対策は平成27年度から平成31年度までの5年間実施。

(2) 制度の基本的仕組み

○ 交付単価



体制整備単価(10a当たり)

地目	区分	交付単価
田	急傾斜	21,000円
	緩傾斜	8,000円
畑	急傾斜	11,500円
	緩傾斜	3,500円

○交付金の主な使い道



【江ざらい、草刈など集落の共同活動】



【集落共同で利用する農業機械の購入】

1 制度の概要(第4期対策の加算措置)

①集落連携・機能維持加算

○集落協定の広域化支援(拡充)

・複数集落が連携して広域の協定を締結し、**新たな人材を確保しつつ、農業生産活動を維持するための体制づくり**を支援

・単価 3,000円/10a(地目にかかわらず)

○小規模・高齢化集落支援(継続)

・本制度の実施集落が、**小規模・高齢化集落の農用地を取り込んだ農業生産活動**を支援

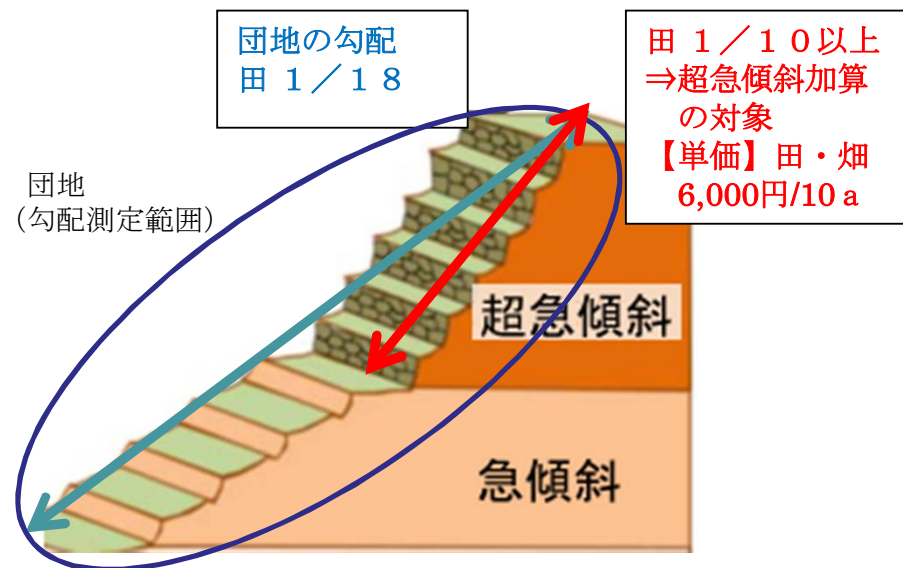
・単価 4,500円/10a(田)、1,800円/10a(畑)

※小規模・高齢化集落の農用地に対して加算

②超急傾斜農地保全管理加算(新規)

・**超急傾斜地(田:1/10以上、畑:20度以上)**の農用地について、その**保全かつ有効活用**に取り組む集落を支援

・単価 6,000円/10a(田・畑)



1 制度の概要(第4期対策の加算措置の取組事例)

【集落協定の広域化】

○富山市小羽地区広域集落協定

- ・有機農業や体験農業に取り組む**2つの農業生産法人**と**6集落の農家**が手を結び、平成27年度から広域集落協定を締結
- ・農産物の生産・加工・販売、体験農業など多様な活動を展開し地域及び中山間地域農業の維持・活性化を図る。
- ・**県外からの定住者が中心となり、地場産の米粉、そば粉、有機栽培の卵を使ったシフォンケーキ等の特産品づくり、首都圏などへの販売**に取り組んでいる。

〔県外からの定住者の活躍による特産品づくり〕



【超急傾斜農地保全管理】

○砺波市原野集落協定

- ・超急傾斜農地保全管理加算制度を活用し、**生産された米を棚田米としてブランド化し、共通パッケージを作成してPRを行うことで、農産物直売所等での販売量をこれまで以上に増やすことを目標**としている。
- ・昭和56年に圃場整備が行われ、**整備された超急傾斜農地を非農家も含めて集落一丸となって守っている**。農地法面の定期的な点検、鳥獣害防止の電気柵設置などを実施している。

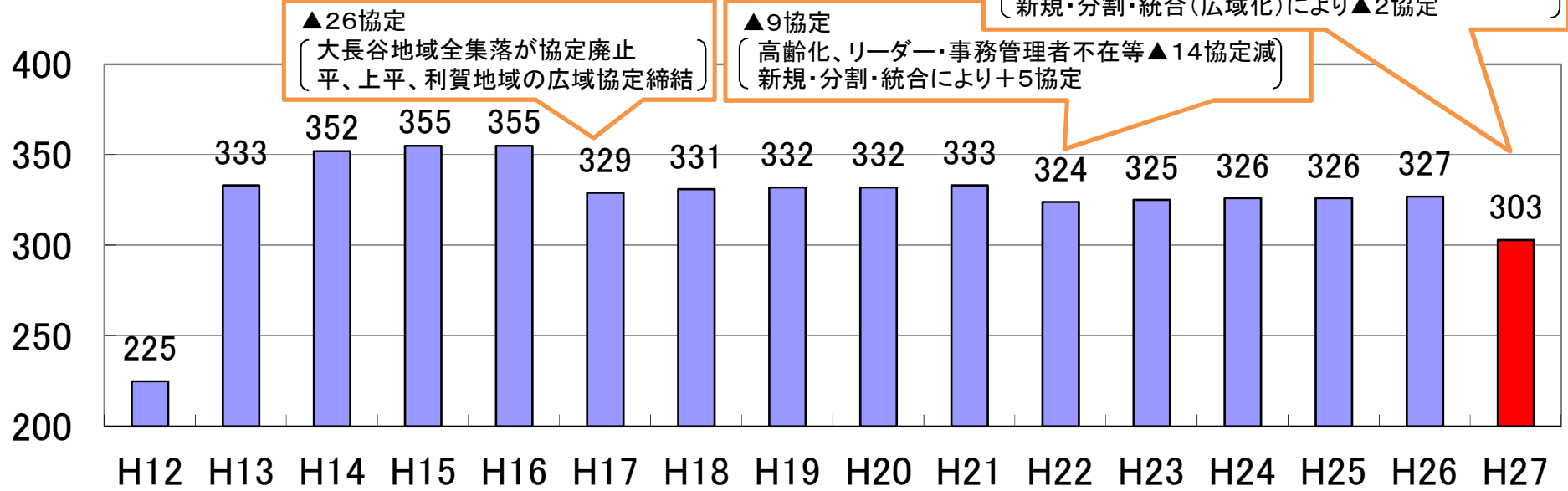
〔棚田米の共通パッケージ〕



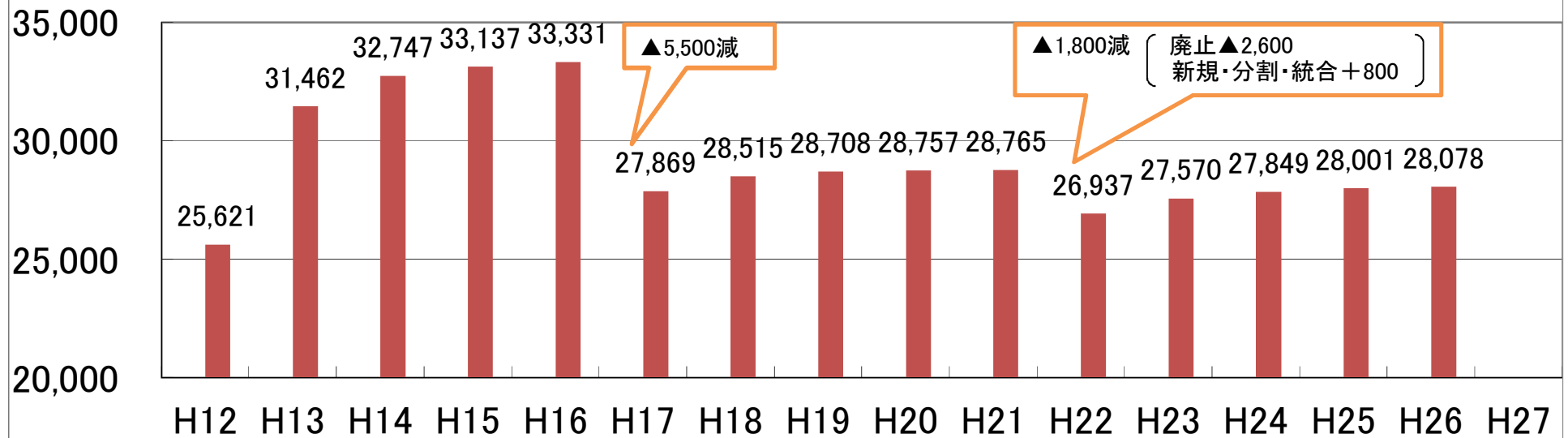
2 実施状況

	第3期 対策 (H26)	第4期 対策 (H27)	増減 H27-H26	増減の概要
集落数	396	376	▲20	対象集落 約450集落 新規+6集落、継続断念▲26集落
協定数	327	303	▲24	新規+5協定、継続断念▲22協定、 広域化6⇒1協定、分割・統合▲2協定
対象 農用地 面積 【a】 (ha)	5,235	5,273	+38	航空測量等による面積精査
交付 面積 【b】 (ha)	4,632	4,481	▲150	+140ha増 ○新規協定締結による増：+5協定→+52ha (NPOとの連携、リーダー不在解消等) ○継続協定の中での面積増：66協定→+88ha (話し合い不調の解消等)
実施率 【b/a】	88.5 ※全国 第9位	85.0	▲3.5	▲290ha減 ○高齢化、リーダー・事務管理者不在等による継続 断念：▲22協定→▲124ha ○より条件不利な農地の除外等：160協定→▲166ha (高齢化による営農の負担軽減等)

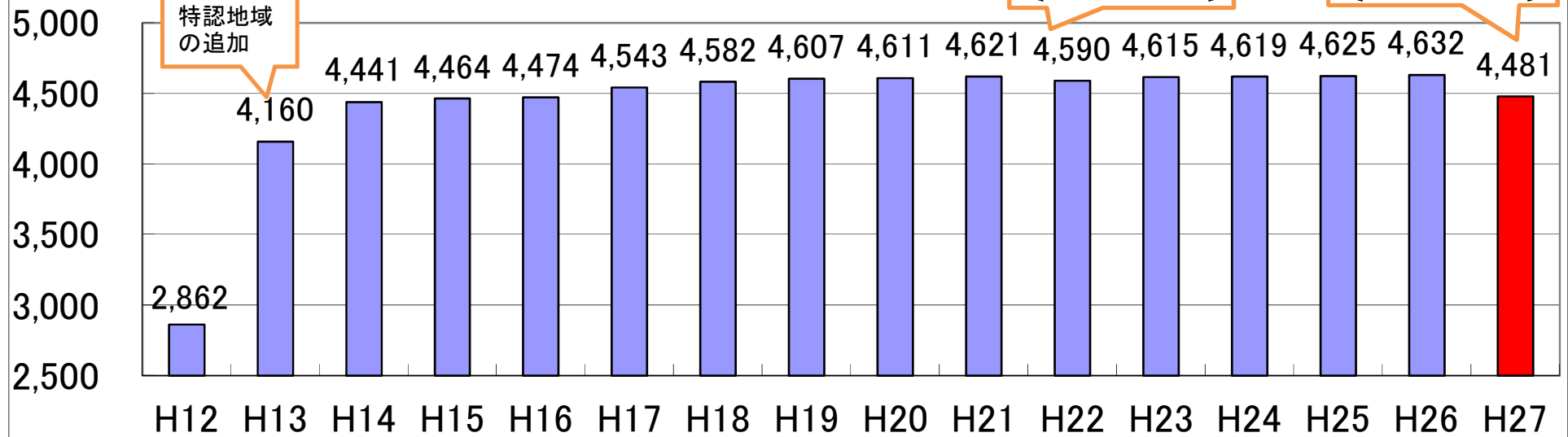
(単位:協定数) 【参考】県 協定数



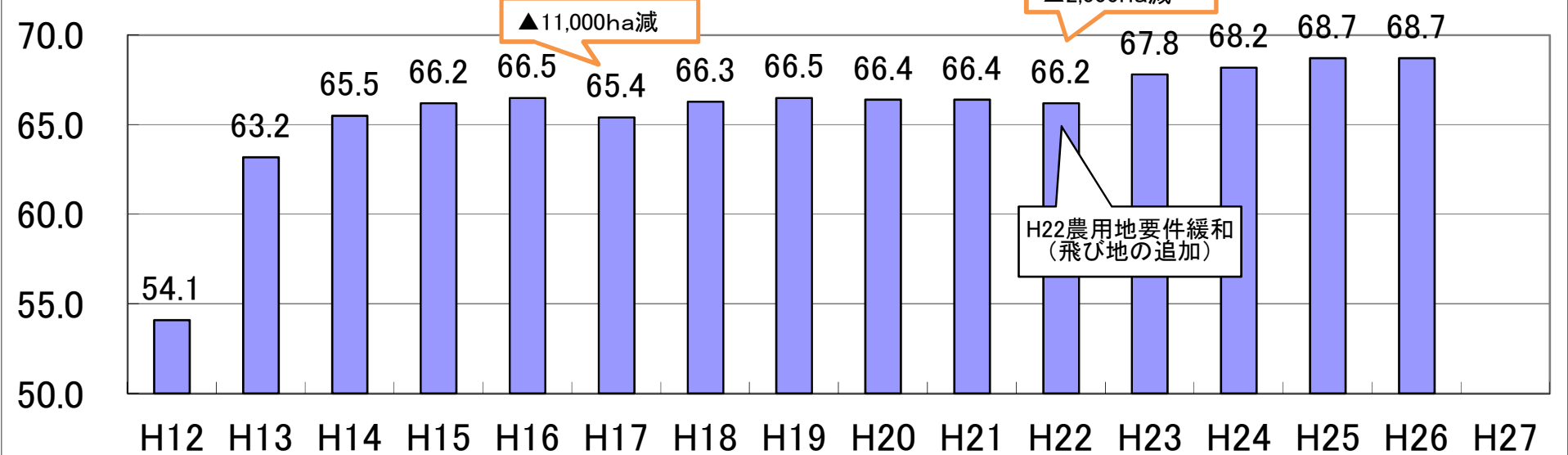
(単位:協定数) 【参考】国 協定数



(単位:ha) 【参考】県 交付面積



(単位:万ha) 【参考】国 交付面積



**【参考】実施状況(富山市(旧八尾町)
仁歩・野積・卯花・黒瀬谷地域)**

八尾町
中心部

(A)

(B)

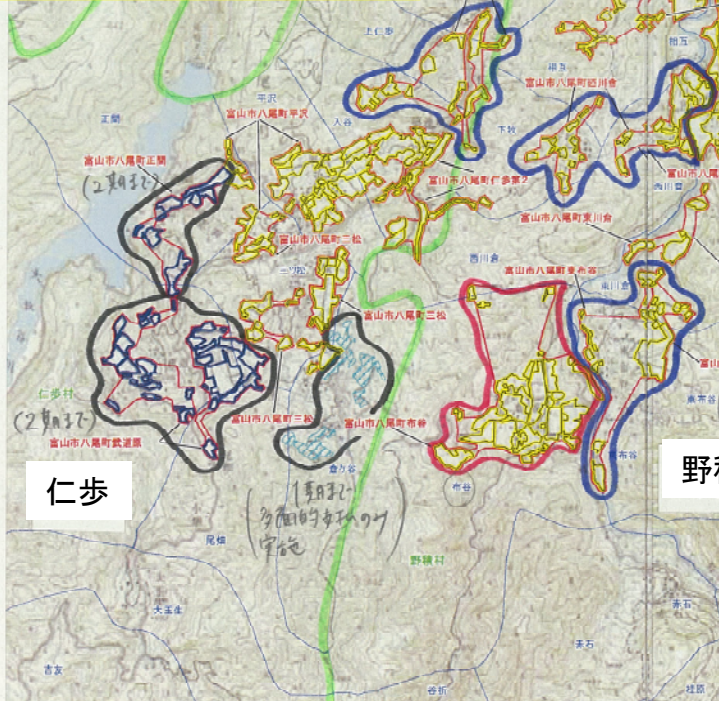
(C)



(B)下笹原・第4期協定継続
 ・交付面積19.4ha
 ・標準区画15~20a、
 谷地形で南北に長く農地が続く
 ・営農組織無し
 ・60歳代中心

(A)小長谷・第4期協定継続
 ・交付面積38.6ha
 ・標準区画30a
 ・営農組織有り(H27年3月に4集
 落の営農組織の統合により営農
 法人設立、営農法人を中心に集
 落協定の広域化を検討中)
 ・60歳代中心
 ・多面的機能支払も実施

(C)若ヶ原・第4期協定廃止
 ・交付面積8.4ha
 ・小規模、飛び地、未整備田が多い
 ・営農組織無し
 ・70歳代中心



黒瀬谷

卯花

野積

仁歩

中山間直接支払 協定農地団地	
中山間直接支払3期 協定一団の農用地	

	中山間・多面的支払重複
	4期未実施(3期まで実施)
	過去に実施

3 平成28年度の取組方針

(1) 協定を締結できなかった農地への対応

- ・協定の継続を断念した22協定については、定期的に状況をフォローし、耕作放棄地の発生が見込まれる場合は、対応を検討。
- ・外部からの人材導入などにより、協定の再度締結に向けた調整を実施。
- ・協定の対象から除外された農地については、耕作放棄化される可能性が最も高いことから、市町村による状況把握を徹底。

(2) 加算措置への対応

- ・超急傾斜農地保全管理加算について、物理的に要件を満たしている地域については、「農産物の販売促進等」に該当していないか、個別に相談していき、来年度からの加算適用に向けた調整を実施。